

単価契約書（被留置者食糧の製造・配達業務委託）

埼玉県（以下「委託者」という。）と（以下「受託者」という。）とは、被留置者に支給する食糧の製造・配達業務に関し、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 委託者及び受託者は、この契約書（仕様書を含む。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を誠実に履行しなければならない。

- 2 受託者は、契約書記載の業務（以下「業務」という。）を契約書記載の履行期間（以下「契約期間」という。）内に完了し、契約の目的物がある場合には委託者に引き渡すものとし、委託者は、その契約金額を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約書に特別の定めがある場合又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との協議がある場合を除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 6 この契約の履行に関して委託者と受託者の間で用いる計量単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
- 7 この契約書における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
- 8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 9 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（契約の内容）

第2条 委託者は、次のとおり食糧を受託者に発注し、受託者はこれを製造し、納入期限内に納入場所へ配達するものとする。

- (1) 品名 食糧
- (2) 品質 仕様書のとおり
- (3) 契約単価 1食当たり 円（消費税額及び地方消費税額を含まない。）
- (4) 納入時間 仕様書のとおり
- (5) 納入場所 西入間警察署留置施設
東松山警察署留置施設

（履行期間）

第3条 履行期間は、令和8年3月1日から令和9年2月28日までとする。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、翌年度において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合、当該契約は解除するものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、とする。

(納入及び検査等)

第5条 受託者は、第3条第1項の契約期間中、委託者の発注の都度、第2条第4号の納入時間までに当該発注に係る食糧を納入し、直ちにその旨を委託者に通知するとともに、納品書を提出しなければならない。

- 2 委託者は、前項の通知を受けたときは、遅滞なく食糧の栄養及び衛生その他について検査を行い、検査に合格したものについては、その引き渡しを受けるものとする。
- 3 受託者は、前項の検査に合格しないものについては、速やかにこれを代品と取り替えなければならない。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 4 第2項（前項において準用する場合を含む。）の検査に要する費用は、受託者の負担とする。

(所有権の移転及び引渡し)

第6条 食糧の所有権は、当該食糧の全部が前条の検査に合格したときに受託者から委託者に移転するものとし、同時にその食糧は委託者に対して引き渡されたものとする。

(危険負担)

第7条 前条の規定の引き渡しの前に生じた食糧についての損害は、受託者の負担とする。ただし、委託者の責めに帰すべき事由による場合は、委託者の負担とする。

(代金の支払)

第8条 受託者は、第5条第2項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の規定による検査に合格したときは、前月中に納入した食糧に係る代金を記載した請求書を委託者に提出する。

- 2 受託者が委託者に請求する代金は、1か月（月の初日から末日までの期間をいう。）の納品数に契約単価を乗じて得た額の合計額に、消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。ただし、この消費税及び地方消費税相当額を加算した額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。
- 3 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に代金を支払うものとする。
- 4 本契約の中途において、消費税及び地方消費税の税率が改正されたときの消費税及び地方消費税相当額は、改正後の税率によるものとする。

(予定数量)

第9条 当該契約の予定数量を超えて納入する場合、又は予定数量に満たない場合であっても、当該契約期間中は同一単価をもって処理するものとする。

(契約の変更)

第10条 委託者は、必要があると認めるときは、受託者と協議の上、この契約の内容を変更することができる。

(代表者変更の届出)

第11条 受託者の代表者に変更があったときは、遅滞なくその名義変更に係る登記簿謄本その他これを証する書面を添えて委託者に届出なければならない。

(期限の延長)

第12条 受託者は、その責めに帰することができない理由や天災その他やむを得ない理由により、履行期限までに業務を完了することができないことが明らかなときは、委託者に対して遅滞なくその理由を付して履行期限の延長を求めることができる。

- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合は、その内容を検討し、正当であると認めたときは、履行期限を延長することができる。

(履行遅滞の場合の違約金)

第13条 受託者の責めに帰すべき事由により、委託者から納入の指定を受けた食糧の納入が納入期限後になったときは、委託者は、違約金の支払を受託者に請求することができる。

- 2 前項の規定による違約金の額は、納入期限の翌日から食糧を納入した日までの日数に応じ、当該納品数に契約単価を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算し、その金額に年2.5パーセントの割合を乗じて計算した額とする。
- 3 前項の規定により算定した違約金の総額が100円に満たないときは、当該違約金の納付は要しないものとする。
- 4 委託者の責めに帰すべき事由により、第8条第3項の規定による代金の支払が遅れた場合は、受託者は、その遅延日数に応じ、未受領金額に年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間においても、365日の割合とする。）を乗じて計算した額の遅延利息の支払を委託者に請求することができる。ただし、遅延利息の総額が100円に満たないときは、委託者は、これを支払うことを要しないものとし、その額に100円に満たない端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第14条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは担保に供し、又は引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を得た場合は、この限りでない。

(一括委任等の禁止等)

第15条 受託者は、業務の全部又は一部を他に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面により委託者の承認を得た場合は、この限りではない。

(一般的損害)

第16条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、委託者に損害を与えたときは、委託者の認定に基づき、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第17条 受託者は、その責めに帰すべき事由により、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(談合等の不正行為に係る損害賠償)

第18条 この契約に関し、受託者（共同企業体であるときは、その構成員）が、次の各号のいずれかに該当したときは、受託者は、委託者の請求に基づき、執行予定金額（契約単価に予定数量を乗じて得た額の合計額に、消費税及び地方消費税額を加算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。以下同じ。）の10分の2に相当する額を賠償金として委託者の指定する期間内に支払わなければならない。

- (1) この契約に関し、受託者が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項又は第8条の3の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業団体（以下「受託者等」という。）に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをしていい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確

定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3) 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があつたとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4) この契約に関し、受託者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の独占禁止法第89条第1項に規定する刑が確定したとき。

(5) この契約に関し、受託者（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6に規定する刑が確定したとき。

2 委託者に生じた損害額が前項に規定する賠償金の額を超える場合は、委託者は受託者に対してその超える金額についても賠償金として請求することができるものとし、受託者はこれに応じなければならない。

3 前2項の規定は、契約期間の終了後においても適用するものとする。

4 受託者は、第1項から第2項に規定する賠償金を委託者の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払をした日までの日数に応じ、年2.5パーセントの割合（年当たりの割合は閏年の日を含む期間においても、365日の割合とする。）で計算した額の遅延利息を委託者に支払わなければならない。

（委託者の催告による契約の解除）

第19条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行を催告し、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行が、この契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

(1) 正当な理由なく受託した業務に着手すべき期日を過ぎても着手しないとき。

(2) 履行期間内に受託した業務が完了しないとき又は完了する見込みがないと認められるとき。

(3) 委託者から、納入する食糧の内容について改善を求められたにもかかわらず、改善が見込まれないと認められたとき。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約の義務を履行しないとき。

（委託者の催告によらない契約の解除）

第20条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定に違反して業務委託料債権を譲渡したとき。

(2) この契約の締結及び履行に関し、不正の行為があつたとき。

(3) 履行期限までに履行の完了の見込みがないとき。

(4) 正当な事由により、契約解除を申し出たとき。

(5) 食糧を納入する見込みがないと認めたとき。

(6) 食糧の納入を必要としなくなったとき。

(7) 正当な事由がなく、委託者の行う第5条第2項（第5条第3項において準用する場合を含む。）の検査に協力しないとき、又は当該検査を妨げたとき。

(8) この契約を誠実に履行する見込みがないと認めたとき。

- (9) 前7号に掲げる場合のほか、この契約及び仕様に違反し、契約の目的を達することができないと認められるとき。
- (10) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 再委託契約その他の契約（以下「再委託契約等」という。）に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約等の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該再委託契約等の解除を求め、受託者がこれに従わなかつたとき。
- 2 委託者は、第1項各号に規定する場合のほか、必要があるときは、受託者と協議して契約を解除することができる。

（受託者の損害賠償義務等）

第21条 第19条及び前条第1項の規定により、この契約が解除されたときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、当該解除の事由が受託者の責めに帰することができないものであると委託者が認めたときは、この限りでない。

- (1) 契約保証金が免除されているとき 受託者は、執行予定金額の10分の1に相当する額を違約金として委託者の請求に基づき委託者に支払わなければならない。
- (2) 契約保証金が納付されているとき 当該契約保証金は委託者に帰属するものとする。ただし、当該契約保証金の額が前号に規定する額に満たないときは、受託者は、その不足額を違約金として委託者の請求に基づき委託者に支払わなければならない。
- 2 前項の場合において、委託者に生じた損害の額が、当該契約保証金及び当該違約金の額を超えるときは、受託者は、その超える額を委託者の請求に基づき速やかに委託者に支払わなければならない。
- 3 第19条及び前条第1項の規定により、この契約が解除された場合において、解除により受託者に損害があつても委託者はその責めを負わないものとする。

（解除の効果）

第22条 この契約が解除された場合には、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

- 2 委託者は、前項の規定にかかわらず、この契約が解除された場合において、既納部分のうち支払が完了してい

ない部分があるときは、当該既納部分に係る代金を受託者に支払わなければならない。

(紛争の解決)

第23条 この契約書の各条項において委託者と受託者とが協議して定めるものにつき、協議がととのわない場合その他この契約に関して委託者と受託者との間に紛争が生じた場合には、委託者と受託者とが協議により選任した者のあっせん又は調停によりその解決を図る。この場合における紛争の処理に要する費用は、委託者と受託者とが協議して特別の定めをしたものを除き各自これを負担する。

(秘密の保持等)

第24条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

- 2 受託者は、契約期間満了後又は解約等による契約終了後も、前項の守秘義務を遵守するものとする。
- 3 業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。

(暴力団員等からの不当な要求の報告)

第25条 受託者は、受託者又は再委託契約等の相手方が、この契約又は当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者（暴力団の活動若しくは運営に積極的に協力し、又は関与する者その他の暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者をいう。次項において同じ。）から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、委託者への報告、警察本部又は警察署への通報（以下「報告等」という。）をしなければならない。

- 2 受託者は、再委託契約等の相手方に対し、当該再委託契約等の履行に当たり、暴力団員又は暴力団関係者から不当な要求を受けたときは、遅滞なく、報告等をするよう措置を講じなければならない。

(事業者調査への協力)

第26条 委託者が、この契約に係る委託者の適正な予算執行を期するため必要があると認めたときは、委託者は受託者に対し、受託者が所有する得意先元帳又はこれに類する帳簿の写し（委託者に関する部分に限る。）の提出について、協力を要請することができる。

(情報通信の技術を利用する方法)

第27条 この契約において書面により行わなければならないこととされている通知等は、関係法令に違反しない限りにおいて、電磁的記録を用いて行うことができる。

(賃金又は物価の変動に基づく契約単価の変更)

第28条 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションが生じ、契約単価が著しく不適当となったときは、委託者又は受託者は、賃金又は物価の変動に基づく契約金額の変更に関する特約条項に基づき、契約単価の変更を請求することができる。

(疑義等の決定)

第29条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じた場合については、委託者と受託者とが協議の上、定めるものとする。

— (A)書面による契約の場合（電子契約の場合は削除すること）—

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を所持する。

— (B)電子契約の場合（書面による契約の場合は削除すること）—

この契約の成立の証として本書の電磁的記録を作成し、当事者が合意の後、押印に代わる電磁的処理を施し、各自その電磁的記録を保管する。

令和8年 月 日

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目15番1号

委託者 埼玉県

埼玉県知事 大野元裕

受託者